

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（平成31年3月27日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

令和元年5月13日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸

雇 創 第 63 号

平成31年4月26日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

商工観光部定例監査結果についての措置状況（通知）

平成31年3月27日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
山形ブランド 推進課	(指摘事項) 1 みちのくこけし協会の経理事務を行うための基準が定められておらず、また、起案及び会計伝票において専決権のない者が決裁していた。	1 みちのくこけし協会の事務局規程及び会計処理規程を整備し、適正な事務を行っていく。